

一般財団法人日本建築センター

認定等業務規程

B R - 0 2 - 1 4

平成 12 年 6 月 1 日制定

最終改訂 令和 5 年 10 月 27 日変更 (わ)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この認定等業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（以下「法」という。）第 77 条の 36 から第 77 条の 39 までの規定に定める指定認定機関として行う法第 68 条の 25 第 1 項（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の型式適合認定、型式部材等製造者（外国型式部材等製造者を含む。以下同じ。）の認証及びその更新並びに公示の業務（以下「認定等業務」という。）の実施について、法第 77 条の 45 第 1 項の規定に基づき必要な事項を定める。（と）

(認定等業務実施の基本方針)

第 2 条 認定等業務は、法及びこれに基づく命令によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

(認定等業務を行う時間及び休日)

第 3 条 認定等業務を行う時間は、休日を除き、午前 9 時 15 分から午後 5 時 45 分までとする。（へ）

2 前項の休日は、次のとおりとする。（と）

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

3 第 1 項の認定等業務を行う時間及び第 2 項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前に財団と申請者との間において認定等業務を行うための日時の調整が図られている場合はこれらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第 4 条 本部の所在地は、東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地また、大阪事務所の所在地は、大阪府大阪市中央区南本町一丁目 7 番 15 号その業務区域は、日本及び外国の全域とする。（に）（ほ）（ち）

(業務の範囲)

第 5 条 認定等業務を行う範囲は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）（以下「指定機関等に関する省令」という。）第 33 条に定める全ての区分とする。（り）

2 財団の理事長又は担当役員が従事又は役員（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第

338号。以下「令」という。) 第136条の2の14第1項第二号に規定する役員をいう。以下同じ。) を務める企業、団体等がある場合にあっては、当該企業、団体等が申請するものを除くものとする。(を)

第2章 認定等の業務の実施方法

第1節 申請手続き

(認定等の申請)

第6条 申請者は、型式適合認定の申請に際しては建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)(以下「施行規則」という。)第10条の5の2の規定に定める型式適合認定申請書(別記様式BF02-01(施行規則別記第50号の2様式))及びその添付図書(以下「認定用提出図書」という。)を、型式部材等製造者認証(その更新を含む。以下同じ。)の申請に際しては施行規則第10条の5の5の規定に定める型式部材等製造者認証申請書(別記様式BF02-02(施行規則別記第50号の5様式))及びその添付図書(以下「認証用提出図書」という。)を、定められた期日までに提出するものとする。

(認定等申請の受理等)

第7条 財団は、前条の認定又は認証(以下「認定等」という。)の申請があったときは、次の事項について不備等がないことを確認する。

- (1) 申請のあった認定等対象案件が第5条に定める認定等業務の範囲内であること。
 - (2) 認定用提出図書又は認証用提出図書(以下、まとめて「認定等用提出図書」という。)に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (3) 申請内容に明らかな瑕疵がないこと。
- 2 前項の規定において、認定等用提出図書に不備等を認めた場合で、補正の余地のないときは受理できない理由を説明し、認定等用提出図書を申請者に返還する。また、相当期間を定めて補正を求め、当該期間内に補正されないときも同様とする。
- 3 第1項において不備等がないことを確認できた場合又は前項において補正された場合には、財団は、承諾書(前条の申請書に受付の承諾日を明示したものの写しをいう。)を申請者に交付する。この場合、申請者と財団は別に定める「認定等業務約款」(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。(ぬ)
- 4 申請者が、正当な理由なく、認定等に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、財団は業務約款に従って前項の契約を解除することができる。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第8条 業務約款には、業務期日、契約当事者の基本的責務に関する事項、契約の解除に関する事項及び秘密保持に関する事項を定めることとする。

- 2 前項の契約当事者の基本的責務に関する事項及び契約の解除に関する事項の特約事項として、次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 申請者は、提出された書類のみでは認定等を行うことが困難であると財団が認めて請求した場合は、認定等を行うのに必要な追加書類を合意の上定めた期日までに財団に提出しなければならない旨の規定
 - (2) 申請者は、財団が型式部材等製造者認証業務に係る審査を行う際、当該申請に係る工場等に立ち入り、業務上必要な審査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定

- (3) 申請者は、財団が審査中に令第 136 条の 2 の 11 あるいは第 144 条の 2 に定める一連の規定（以下単に「一連の規定」という。）又は法第 68 条の 13 に規定する基準（以下「認証基準」という。）に照らして認定等用提出図書等に関する是正事項を指摘した場合は、合意の上定めた期日までに当該部分の認定等用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定（に）（を）
- (4) 第 10 条の通知前までに申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、合意の上定めた期日までに財団に変更部分の認定等用提出図書を提出しなければならない旨の規定。かつ、その変更が大幅なものと財団が認める場合にあっては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取り下げ、別件として改めて認定等を申請しなければならない旨の規定（を）
- (5) 財団は、不可抗力その他財団の責めに帰することができない事由によって、業務期日までに第 10 条の通知をすることができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定（を）
- (6) 申請者が、その理由を明示の上、財団に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると財団が認めるときは、財団は業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (7) 財団は、申請者が基本的責務を怠ったことにより業務期日までに第 10 条の通知をすることができないときは、契約を解除することができる旨の規定（を）
- 3 第 24 条第 1 項の申請並びに第 2 項の交付及び発行を実施する場合においては、業務約款には、前 2 項に加えて、第 24 条第 1 項の申請並びに第 2 項の交付及び発行に係る業務を行う事務所に関する規定を盛り込むこととする。（を）（わ）

第 2 節 認定等の実施方法

（審査の実施方法）

第 9 条 財団は、認定等の申請を受けたのち速やかに、第 16 条に定める認定員 2 名以上に審査を実施させる。

2 認定員は、指定機関等に関する省令第 37 条の規定に基づき、型式適合認定については認定用提出図書をもって前項の審査を行い、型式部材等製造者認証については認証用提出図書をもって、当該申請に係る工場等において実地に前項の審査を行う。ただし、施行規則第 11 条の 2 の 3 第 4 項において準用する同条第 2 項の規定に掲げる場合の型式部材等製造者認証については、実地の審査を省くことができるものとする。

3 認定員は、審査上必要あるときは、認定等用提出図書に関し申請者に説明を求めるものとする。

（認定書等の通知等）（を）

第 10 条 財団は、認定員の審査の結果、申請に係る建築物又は工作物の部分が当該建築物又は工作物の部分に係る一連の規定に適合していると認めて型式適合認定をしたときは、施行規則別記第 50 号の 3 様式の型式適合認定書をもって申請者に通知するものとする。

2 前項の認定書には、「認定番号及び認証番号の付番方法」（別記）に基づく認定番号を記載するものとする。

3 財団は、認定員の審査の結果、申請に係る建築物又は工作物の部分が当該建築物又は工作物の部分に係る一連の規定に適合せず、かつ当該不適合事項が是正される見込みがないと認めて型式適合認定をしないときは、その旨の理由を付した通知書（施行規則別

記第 50 号の 4 様式) をもって申請者に通知するものとする。

4 財団は、認定員の審査の結果、型式部材等製造者認証の申請内容が認証基準に適合していると認めて型式部材等製造者の認証をしたときは、施行規則別記第 50 号の 6 様式の型式部材等製造者認証書をもって申請者に通知するものとする。

5 前項の認証書には、施行規則別記第 50 号の 10 様式並びに「認定番号及び認証番号の付番方法」(別記)に基づく認証番号を記載するものとする。

6 財団は、認定員の審査の結果、型式部材等製造者認証の申請内容が認証基準に適合せず、かつ当該不適合事項が是正される見込みがないと認めて型式部材等製造者の認証をしないときは、その旨の理由を付した通知書(施行規則別記第 50 号の 7 様式)をもって申請者に通知するものとする。

(認定等の申請の取下げ)

第 11 条 申請者は、申請者の都合により前条の通知前に認定等の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届(別記様式 BF02-04)を財団に提出する。(を)

第 3 節 報告及び公示

(国土交通大臣への報告)

第 12 条 財団は、法第 77 条の 46 第 1 項の規定に基づき、認定等を行ったときは、指定機関等に関する省令第 42 条の規定に定めるところにより、別記 17 号、18 号又は 19 号様式による報告書に認定書等(型式適合認定書又は型式部材等製造者認証書をいう。以下同じ。)の写しを添えて国土交通大臣に報告するものとする。(に)(を)

(公示)

第 13 条 財団は、認定等を行ったときは、施行規則第 10 条の 5 の 3 の規定及び第 10 条の 5 の 7 の規定に定めるところにより、公示を行うものとする。

第 3 章 認定等に係る手数料

(認定等手数料の収納)

第 14 条 財団は、認定等の申請を引き受け契約を締結した時は施行規則第 11 条の 3 第 3 項第一号から第三号及び第 4 項に定める手数料の請求書を申請者に対して発行する。

2 申請者は、認定等に係る手数料を指定期日までに直接財団に納入するものとする。ただし、申請者の要望により財団が認める場合には、別の収納方法によることができる。

3 前項において、振り込みにより納入する場合の費用は申請者の負担とする。

(認定手数料の返還)

第 15 条 収納した認定に係る手数料は返還しない。ただし、財団の責めに帰すべき事由により認定等が実施できなかった場合には、申請者に返還する。(わ)

第 4 章 認定員

(認定員の選任)

第 16 条 理事長は、認定等業務を実施させるため、指定機関等に関する省令第 38 条に定められた要件に該当し、かつ次に掲げる業種（以下「制限業種」という。）を兼業（制限業種を営み、又は制限業種を営む法人に役職員として所属することをいう。以下同じ。）しない者であって業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないもののうちから認定員を選任する。（り）

- (1) 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続きの代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
- (2) 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
- (3) 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
- (4) 建築材料・設備の製造、供給及び流通業

2 前項の認定員は、財団職員から選任するほか財団職員以外の者を委嘱して選任するものとする。

3 認定員の選任は、当該認定員が審査を行う認定等の対象範囲を、別表（ろ）項の専門分野の区分により明示して行うものとする。

（認定員の解任）

第 17 条 理事長は、認定員が次のいずれかに該当する場合は、その認定員を解任する。

- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他認定員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (3) 認定員が、制限業種を兼業するに至ったとき。
- (4) その他、法第 77 条の 42 第 4 項の規定による国土交通大臣の解任命令があつたとき。（に）

第 5 章 雜 則

（秘密保持義務）

第 18 条 財団の役員及びその職員並びにこれらの者であった者（委嘱に基づく認定員を含む。）は認定等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。（を）

（身分証の携帯）

第 19 条 型式部材等製造者の認証に係る実地検査を行う際には、認定員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記様式 BF02-05 による。

（認定等業務の実施体制）

第 20 条 認定等業務を統括管理するために担当役員を置くとともに、認定等業務に係る事務処理等を行うために本部に評定部を置き、認定等業務に従事する職員を評定部及び大阪事務所に配置するものとする。（ろ）（に）（ほ）（る）

2 認定等業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

3 認定員及び認定等業務に従事する職員は、自己が関係する個人、企業、団体等の申請に係る認定等業務を行わないものとする。

(帳簿及び図書の保存期間)

第 21 条 保存期間は次のとおりとする。

文 書 区 分	保 存 期 間
(1) 法第77条の47第1項に規定する帳簿	財団が指定機関等に関する省令第46条の規定による引継ぎを完了するまで(を)
(2) 認定等用提出図書	財団が指定機関等に関する省令第46条の規定による引継ぎを完了するまで(ただし、型式部材等製造者の認証に係るものは、5年間とする。)(を)
(3) 認定書等の写し(を)	財団が指定機関等に関する省令第46条の規定による引継ぎを完了するまで(ただし、型式部材等製造者の認証に係るものは、5年間とする。)(を)
(4) その他審査の結果を記載した図書(を)	財団が指定機関等に関する省令第46条の規定による引継ぎを完了するまで(ただし、型式部材等製造者の認証に係るものは、5年間とする。)(を)

(書類の管理並びに帳簿及び図書の保存方法)

第 22 条 審査中の認定等提出図書は、審査のため特に必要ある場合を除き事務所内の施錠できる室又はロッカ一等に保管することとする。

2 前条に掲げる帳簿、図書等は、事務所内の施錠できる室又はロッカ一等に保存する等確実、かつ秘密の漏れることのない方法で保存する。

3 前項の保存は、前条の表の(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)から(4)までに規定する図書等が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。(に)(を)

4 前項の規定に基づき帳簿、図書等を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は磁気ディスク等のデータを原本として扱うものとする。(い)(に)

(事前相談)

第 23 条 財団に認定等を申請しようとする者は、申請に先立ち、財団に事前に相談をすることができる。

(電子情報処理組織による申請等)(を)

第 24 条 第 6 条の申請については、あらかじめ財団と協議した上で財団が指定する方法で、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。)第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。(を)

- 2 次に掲げる交付及び発行については、あらかじめ申請者と協議した上で財団が指定する方法で、デジタル行政推進法第7条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。（を）（わ）
 - (1) 第7条第3項の承諾書の交付（わ）
 - (2) 第14条第1項の請求書の発行（わ）
- 3 第12条の報告については、あらかじめ国土交通省と協議した上で、デジタル行政推進法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。（わ）
- 4 第1項の規定により行われた申請に対して、第7条第2項の規定により受理できない場合において、財団は、申請に係る電磁的記録（デジタル行政推進法第3条第1項第七号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）についてはこれを消去することにより、返還に代えることができる。（を）（わ）
- 5 法令の規定により署名等（デジタル行政推進法第3条第1項第六号に規定する署名等をいう。以下同じ。）をすることが規定されているものを第1項及び第3項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、申請及び報告に係る電磁的記録に氏名又は名称を記録する措置により代えることができる。（を）（わ）
- 6 第1項の規定による申請があった場合、申請に係る電磁的記録（申請に係る電磁的記録が申請者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録され受け取り可能な状態におかれたことを申請者が財団に通知した場合は、その通知に係る電磁的記録）が財団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に財団に到達したものとみなす。（を）（わ）

（電子情報処理組織による業務の実施）（を）

第25条 財団は、電子情報処理組織による業務の実施方法に係る措置について別に定める。（を）

（認定等業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め）（を）

第26条 財団は、第24条第1項による申請を行わせる場合、認定等業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。（を）

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第27条 財団は、電子情報処理組織による申請の受付並びに図書の交付及び発行、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その措置について別に定めることとする。（を）（わ）

（附則）

この規程は、令和5年10月27日より施行する。（わ）

別表

区分	(い)	(ろ)
1	令第136条の2の11第一号に掲げる建築物の部分の型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示(に)	建築物
2	防火設備の型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示	防火設備等
4	非常用の照明装置の型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示	
6	冷却塔設備の型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示	
9	避雷設備の型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示	
2の2	換気設備の型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示(は)	換気設備
3	屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽の型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示	浄化槽
5	給水タンク又は貯水タンクの型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示	給水設備
7	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものの型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示	昇降機等
8	エスカレーターの型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示	
10	乗用エレベーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の部分で、昇降路及び機械室以外のものの型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示	
11	エスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の部分で、トラス又ははりを支える部分以外のものの型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示	
12	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分の型式適合認定、型式部材等製造者の認証及びその更新並びに公示	遊戯施設

(注) 区分欄の数字は、指定機関等に関する省令第33条第2項の号番号に対応する。

【制定・変更履歴一覧】

制定・変更改定年月日	附則
平成12年 6月 1日制定	この規程は、平成12年 6月 1日より施行する。
平成13年 6月12日変更(い)	この規程は、平成13年 6月12日より施行する。
平成13年 8月22日変更(ろ)	この規程は、平成13年 8月22日より施行する。
平成15年11月10日変更(は)	この規程は、平成15年11月10日より施行する。
平成17年12月27日変更(に)	この規程は、平成17年12月27日より施行する。
平成19年 4月23日変更(ほ)	この規程は、平成19年 5月 7日より施行する。
平成22年 5月24日変更(へ)	この規程は、平成22年 5月24日より施行する。
平成23年 4月 1日変更(と)	この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。
平成23年11月 7日変更(ち)	この規程は、平成23年11月 7日より施行する。
平成31年 1月22日変更(り)	この規程は、平成31年 1月22日より施行する。
令和 3年 4月16日変更(ぬ)	この規程は、令和 3年 4月16日より施行する。
令和 5年 4月 1日変更(る)	この規程は、令和 5年 4月 1日より施行する。
令和 5年 8月 4日変更(を)	この規程は、令和 5年 8月 4日より施行する。
令和 5年10月27日変更(わ)	この規程は、令和 5年10月27日より施行する。